

西宮市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する施設、物品及び印刷物等の資産を有効活用するとともに、自主財源の確保を図るため、それらの資産のうち広告を掲載する媒体として利用可能なもの（以下「広告媒体」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定める。

(掲載の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 個人及び団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
- (6) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれのあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告に関する基準を広告事業審査委員会の意見を聴き別途定める。

(広告の掲載申込)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、前条第2項に定める基準及び広告媒体ごとに別に定める基準に従い申し込みをするものとする。

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。ただし、競争入札又は企画コンペ方式を採用する場合はこの限りでない。

- (1) 第1順位
市内に本店、支店、営業所等を有する事業者等
- (2) 第2順位
前号に掲げる以外の者

(広告の掲載位置及び掲載料)

第5条 広告の掲載位置及び掲載料は、広告媒体ごとに別途定める。

(広告掲載の決定)

第6条 広告掲載の決定は、広告媒体所管課にて行う。

(広告主の責任等)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告媒体に掲載しようとする広告が第2条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき若しくは同条第2項に定める基準に抵触することとなったとき又は広告主が第5条の掲載料を指定する期日までに納付しないときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告事業審査委員会)

第9条 広告事業の推進に際し、必要な事項を審査するため、広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員で構成する。

3 委員長は財政部長、副委員長は政策経営課長をもって充てる。

4 委員会は、広告媒体所管課の求めに応じ、次の事項について検討を行うものとする。

(1) 広告掲載の可否に関すること

(2) 広告の内容及びデザインに関すること

(会議)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議に出席できない委員は、委員長の同意を得て、自らが指名する職員を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、広告事業を実施しようとする課の長の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 前項に定めるもののほか、委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会を開催することができないときは、持ち回りにより審査を行うことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、政策局財政部政策経営課において処理する。

(定めのない事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日より実施する。

別表（第9条関係）

広報課長

財政課長

総務課長

情報企画課長

教育委員会教育企画課長